<mark>!事前調査、掲示等の義務</mark>:総トン数の大小に関わらず鋼製船舶の解体や改修の作業(船舶安全法定期的検査等に伴う工事を含む)を行う際には 事前に石綿使用の有無を調査しその結果概要の掲示などが義務付けられています。 注) 石綿等の使用の有無にかかわらず調査と報告が必要です。

> R5.10.1 R4.4.1

事前調查、掲示等(石綿則第3条関係)

事前調査は有資格者が行うこと

R4.4.1から 石綿事前調査結 果報告システムで 報告してください。



石綿事前調査結果の報告 ⇒ 原則電子報告



石綿事前調査結果報告システム /

https://www.ishiwata-

houkoku.mhlw.go.ip/shinsei/

注)システムにログインするためにはGビズIDが必要です。

GビズID取得はこちら gBizID ↗

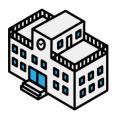


紙様式で報告する場合は 労働基準監督署·自治 体の窓口に直接提出して ください。

紙様式で

報告することも

可能です。



自治体(大気環境所管部局)

# 電子報告するメリット

R5.10.1から

有資格者による

調査の義務が

開始されます。

事前調査の結果報告は、パソコン・スマートフォンを 使って、労働基準監督署・自治体の窓口に出向く ことなく一度の操作で行うことができます。

## 報告様式ダウンロード /

https://www.jstra.jp/fdeeb828e7b2d 7b00afeb955f7adbf7ba08bbd5f.xlsx

(一財)日本船舶技術研究協会HP

報告は

スマートフォン パソコンで

#### 石綿総合情報ポータルサイトク

https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/ business/prime-contractor/



### 石綿障害予防規則に関するお問い合わせ

厚牛労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

#### 大気汚染防止法に関するお問い合わせ

環境省・都道府県/大坊法政令市 大気環境 所管部局

# ! R4.4.1から電子報告、R5.10.1から有資格者による事前調査が義務化:

石綿障害予防規則の改正により、

- 1. 令和4年4月1日以降に着工する総トン数が20トン以上の船舶(鋼製のものに限る。)の解体 又は改修工事については、石綿等の使用の有無にかかわらず、事前調査の結果の概要等を 労働基準監督署、自治体に対し、原則として石綿事前調査結果報告システムから電子報 告(紙様式でも可)で報告しなければならないこととなりました。
- 2. 令和5年10月1日以降着工の報告では、有資格者による調査が義務づけられました。
- 3. 報告をせず、虚偽報告をすると50万円以下の罰金等、労働安全衛生法の罰則があります。